

## H30年7月豪雨災害により被災された方への

## 農業関連補助事業に係るQ&amp;A

Q1. 補助事業の対象となる被災農業者の範囲はどこまでか？

A1. 次の2つの要件を満たした方です。

- ① 水害被害を受けた方で、今後も農業を継続される方
- ② 農作物を販売している方、または10a以上の農地を耕作している方

Q2. 対象となる農業用機械・施設はどのようなものか？

A2. 豪雨による水害被害を受けた農産物の生産・加工に必要な農業用機械・施設です。

機 械	対象になる	トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、 籾摺機、草刈機、米保冷庫、選別機、精米機、 管理機、動力噴霧器、ポンプ、トップカー等
	対象に ならない	マルチ、燃料、肥料等の消耗品。 くわや鎌、運搬台車コンテナ、パレット等の器具類。 軽トラック、パソコン、高圧洗浄機等汎用性の高いもの。
施 設	対象になる	農業用ハウス（※）、加温用ボイラー（※）、農業用倉庫、 防蛾灯
	対象に ならない	アーチ、トンネル、客土

（※）園芸施設共済の対象となる施設を再建・修繕する場合は園芸施設共済に加入する必要があります。

Q3. 減価償却期間を経過した農業用機械は補助対象になるか？

A3. 補助対象になります。

本補助事業は耐用年数を経過した農業用機械の買い替え・修繕も対象です。  
ただし、この補助制度は被災からの再建・復旧をすることを目的とすることから、原則「被災前と同程度」の機械・施設が対象です。

（裏面へつづく）

Q4. 農業用機械・施設の「被災前と同程度」とはどのようなものか？

A4. 被災前と同種，同規模，同機能であること。

機械：馬力，排気量，処理能力など，機械の能力が同程度のもの。

（標準装備ではなくオプションで装着する機能は同程度とは解釈できない。）

施設：大きさ，構造，使用資材など，施設の程度が同程度のもの。

※被災前のものが相当年数前のものは入手困難であることから，現在一般に流通しているもので再建（取得）・修繕するものとする。

---

Q5. 既に再建（取得）・修繕の発注をしている，又は完了している農業用機械・施設は対象にならないのか？

A5. 今回の豪雨災害での被災が原因であれば，**補助対象になります。**

別紙の「**ご用意していただくもの**」を参照ください。

---

Q6. 被災した農業用機械の買い替えか修繕かの判断は？

A6. 原則，修繕で対応できるものは**修繕で対応**していただきます。しかし機械によっては水没等により修繕しても正しく動作しないものもありますので，その場合は買い替えしてください。（詳しくは販売店へご相談ください。）

---

Q7. 農業用ハウスの修繕だけを行う場合でも園芸施設共済等に参加しなければならないか？

A7. 修繕であっても事業完了後に**園芸施設共済へ参加しなければいけません。**

園芸施設共済の引受対象となる施設を再建・修繕する場合，今後の気象災害等による被災に備えて園芸施設共済に参加することが，事業実施にあたり国の要件となっているためです。

---

Q8. この補助事業で購入した機械はいつまで使用すればいいのか？

A8. 耐用年数表に相当する期間は，適正に使用・管理をしてください。

（おおむね農機具は7年です。）

公費補助で取得した財産ですので，補助金の目的に反する使用，売却，譲渡，交換，貸付等はできません。また，購入して3年間は，購入した機械等の利用簿を総社市へ提出する必要があります。

---

お問合せ先 総社市 農林課

TEL (0866) 92-8271